

# 『専利審査指南』(2023)改正についての解説(三)

発表日：2024-01-18

## 発明専利出願の実体審査の一般規定

2023年12月21日に国家知識産権局は新たに改正した『専利審査指南』(以下、審査指南)を公布したが、発明の実体審査の部分の一般規定についての改正は主に以下の3つの面を含む。第一に、新たに改正した専利法及びその実施細則に連動した改正は、遺伝資源の定義の整備、信義誠実の原則の適用の関連規定の追加などを含む。第二に、審査規則の最適化に関する整備的な改正は、公共利益を妨げる例示状況の追加、背景技術に中国・外国専利文献を引用する要件の統一、請求項がサポートされていないことについての十分な説明の要件の強化、最も近い従来技術の確定に関する創造性の「3ステップ法」の整備、発明で実際に解決する技術的課題及び公知の常識を示す証拠の種類に関する規定の確定、再び公開された場合の新規性喪失の例外に関する猶予期間の審査規則の明確化などを含む。第三に、新分野新業態の発展に適応し、革新主体の要求に応える適応する改正は、インテリジェント医療分野の疾病診断方法の審査規則の整備、インターネット上の証拠の認定規則の明確化などを含む。

### 一、専利権を付与しない出願について

#### (一) 専利法第5条を適用する基準の整備(第二部分第一章第3.1.1節、第3.1.3節、第3.2節)

法律に違反する発明創造の例示において、関連の法的根拠をさらに補足すると同時に、文書を偽造する設備が法律に違反する発明創造に属するという例を削除した。公共利益を妨げる発明創造について、さらに細分化した規定及び例示による説明を行った。また、「遺伝資源」の定義について拡張を行い、例示による説明を行った。

#### 改正についての解説

改正前の審査指南では「賭博用の設備、機器又はツール」などの法律に違反する発明創造の例を挙げていたが、具体的な法的根拠を明確化していなかったため、専利法第5条の審査をさらに規範化するために、審査指南では例における関連の行為によって違反となる具体的な法律を明確化した。「文書を偽造する設備」について、関連法律では「文書偽造」行為自体について明文化された規定がない。文書の複製又は模倣行為自体は法律で禁止が明文化されておらず、複製又は模倣した文書を利用して詐欺などの不当な行為を実施する時のみ『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国治安管理処罰法』などの法律の規定に触れる可能性がある。かつ、審査の実務において、文書を偽造する設備と文書を複製又は模倣する設備とを区分するのは実質的に困難である。よって、この箇所の改正で「文書偽造」の例を削除し、審査指南の表現をより厳密にした。

発明創造が「政党の象徴及びマーク」に関する場合について、審査指南では公共利益を妨げ、専利権を付与することができないことを明確化した。「国家の重大な経済事件、文化事件」

に関する発明創造については、当該発明創造の実施又は使用による社会への危害又は影響の程度、公共利益を妨げる程度に到達するか否かについて考慮しなければならない、「公共利益を妨げる」程度に到達している場合、専利権を付与することができない。

専利法実施細則第 29 条第 1 項の「遺伝資源」の概念を「人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝機能単位を含みながら実際の又は潜在的な価値を有する材料」から拡大して「そのような材料の使用から得られる遺伝情報」も含むようにした。審査指南では「遺伝資源」の定義について適応する改正を行い、「発明創造が遺伝資源の遺伝機能を利用する」の解釈において「遺伝機能単位により生成される遺伝情報に分析及び利用を行う」という記載を対応するように追加し、かつ対応する規定及び例を追加した。

## (二) 新技術の発展に適応した血圧測定方法の例の削除とインテリジェント医療の審査基準の明確化（第二部分第一章第 4.3.1 節）

列挙されている専利権を付与できない例から「血圧測定方法」の例を削除した。「全ての手順がコンピューターなどの装置で実施される情報処理方法」が診断方法に該当しないことを明確化した。

### 改正についての解説

審査指南第二部分第一章第 4.3.1.1 節の規定によると、疾病の診断方法は「(1) 生きている人体又は動物体を対象とする。(2) 疾病の診断の結果又は健康状態の獲得を直接的な目的とする」という 2 つの条件を同時に満たす必要がある。技術の発展に伴い、血圧測定の目的は日ごとに多様化し、血圧測定に関する専利出願の直接の目的が、疾病診断結果又は健康状態を知ることではなく、中間結果情報を取得することにすぎないものがますます多くなり、例えば安全保護、健康促進案の提供又は睡眠の質の改善などを目的とし、「疾病の診断の結果又は健康状態の獲得を直接的な目的とする」という条件を満たさず、血圧測定方法は疾病の診断方法の代表的な状況ではなくなり、よって、「血圧測定方法」の例を削除した。また、説明すべきこととして、他の例について、疾病の診断方法に該当するか否かを判断する時は、依然として前述の 2 つの条件に従って行わなければならない。

『知的財産権強国建設綱要（2021-2035）』では、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野新業態の知的財産権の立法を加速することが提示された。医療分野において、コンピューターなどの情報処理能力を有する装置で実施される診断に関する情報処理方法は、一般的に情報処理の正確性を向上させ、情報の識別、記憶及び伝送を行いやすくするためのものであり、コンピューターなどで提供する結果は確率値にすぎず、通常は医師による疾病の正確な診断及び治療案の制定のために参考を提供できるものにすぎない。科学技術の進歩及び経済社会の発展形勢の必要性に適応するために、今回の改正で「全ての手順がコンピューターなどの装置で実施される情報処理方法」が疾病の診断方法であると直接認定してはならないということを明確化し、近年の革新主体の要求に応じて、このタイプの革新の保護の強化も行った。

### (三) 信義誠実の原則の適用について（第二部分第一章第 5 節、第二部分第八章第 4.7 節、第 6.1.2 節）

第二部分第一章では第 5 節「専利法実施細則第 11 条に基づく審査」を新たに追加し、発明専利出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するか否かについて審査を行うこと、及び審査に『専利出願行為を規範化するための規定』を適用することを規定した。説明すべきこととして、発明方式審査第一部分第一章第 7.9 節、実用新案方式審査第一部分第二章第 5 節、意匠方式審査第一部分第三章第 6.3 節、発明実体審査第二部分第一章第 1 節、第八章第 4.7 節、第 6.1.2 節、PCT 実体審査第三部分第二章第 2.2 節、復審第四部分第二章第 4.1 節、無効宣告請求の審査第四部分第三章第 4.1 節、専利権評価報告第五部分第十章第 3.2.1 節、意匠の国際出願の審査第六部分第二章第 5.4 節を含む章節にも当該条項の審査の関連規定を導入した。

#### 改正についての解説

専利法第 20 条の規定では、専利の出願及び専利権の行使では信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権の濫用により公共利益又は他者の合法的な権利と利益を損なってはならない。専利法実施細則第 11 条の規定では、専利の出願では信義誠実の原則を遵守しなければならない。各種類の専利出願の提出は真の発明創造活動を基礎としなければならない。虚偽を弄してはならない。審査指南の実体審査部分の規定では、出願が専利法実施細則第 11 条に合致するか否かについて審査を行わなければならない。また、3 種類の専利の方式審査の範囲、復審及び無効宣告手続、専利権評価報告の制定などの関連規定において専利法実施細則第 11 条に対する審査要件を追加し、それにより全面的かつ系統的な規制体系を形成し、信義誠実の法律条項の立法の趣旨が、専利審査の各段階で効果的に実施されかつ執行が保証されることを確実に保証した。

実体審査手続において、発明専利出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するか否かについて審査を行わなければならない。審査には、『専利出願行為を規範化するための規定』を適用する。審査を経て、出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致しないのであれば、拒絶しなければならない。審査指南第二部分第八章第 4.7 節では、審査に当該条項を適用する時は、証拠又は十分な理由がなければならないと強調しており、「証拠」を「十分な理由」の前に置き、挙証優先の原則を体現している。

#### 二、明細書及び請求の範囲について

##### (一) 明細書の背景技術に中国・外国専利文献を引用する公開時間の要件の統一（第二部分第二章第 2.2.3 節）

背景技術における引用文献について、外国専利文献を引用する要件を「公開日は本出願の公開日より後であってはならない」に改正した。

#### 改正についての解説

明細書の背景技術の部分の引用文献が専利文献である場合、改正前の審査指南では中国専利文献と外国専利文献の公開日の要件に違いが存在した。今回の改正では、引用する「専利文献の

公開日は本出願の公開日より後であってはならない」と規定し、これにより中国・外国專利文献を引用する公開日の要件を統一し、出願人にとって便利にし、また、PCT 国際出願の国内段階の審査基準を国際段階と一致させた。

## (二) 請求項のサポートの問題の叙述の十分な説明の強調 (第二部分第二章第 3.2.1 節)

本節の「明細書を根拠とする」における 3 か所の「疑う理由がある」を「疑うに足りる十分な理由がある」に改正し、また植物種子の処理方法の例に、請求項が明細書にサポートされていないことに関する理由の分析を追加し、すなわち「植物種子が異なれば低温耐性などの生理的特性について大きな差異があるため」という記述を追加し、当該例の説明をより十分なものにした。

### 改正についての解説

請求項のサポートの問題の審査は保護範囲の大きさに直接関係する。今回の改正で「疑う理由がある」を「疑うに足りる十分な理由がある」に改正し、また植物種子の処理方法の例を改正し、植物種子が異なれば低温耐性などの生理的特性について大きな差異が存在するという理由の分析を追加し、請求項が明細書にサポートされていないという審査結論を下す時は、十分に説明し、何の分析もなしに断定的な結論を直接的に下すことを回避しなければならないということを強調した。

## 三、新規性について

### (一) インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料に対する専門的な規定 (第二部分第三章第 2.1.2.1 節)

審査指南に規定された出版物を「(1) 紙の出版物及びオーディオビジュアル資料」と「(2) インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料」の 2 種類に明確に分け、「インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料」を際立たせ、その定義、公開日の確定、関連する特殊な状況の処理などについて規定を行った。

### 改正についての解説

インターネットは日ごとに情報伝達の重要な経路となっており、審査の実務においてインターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料を証拠として使用することがますます多くなっている。従来の証拠と比較して、インターネット上の証拠は公開形式が多様であり、公開時間に争議が起きやすく、証拠が容易に改竄されるか又は消滅し、個別に規定を行う必要がある。インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料について、今回の改正で以下の 3 つの面の内容を重点的に明確化した。

第一に、インターネット又はその他のオンラインデータベース中の資料の定義を初めて明確化し、データの形式で記憶され、ネットワークを伝達経路とすることをこのタイプの資料の構成要件とした。

第二に、このタイプの資料の獲得方式についての規定を細分化した。このタイプの資料は「合法的な経路」により取得できるものでなければならぬと強調した。「資料の取得は、パスワード又は費用支払いが必要か否か、資料を読んだ人がいるか否かとは無関係である」という記述を追加し、ネットワークを伝達経路とする電子定期刊行物などの出版物には費用を支払わなければ取得できないものもあり、これは公衆が上記出版物を獲得する制限にはならない。

第三に、公開日の確定についての規定を細分化した。審査指南第四部分第八章の規定によると、このタイプの資料の公開日は原則的に「一般的に発表日を基準とするが、その公開日を証明する他の証拠がある場合を除く」と規定されている。発表日はアップロード日、改訂更新日、情報メディアに記載された他の日付などである可能性があり、ウェブサイト管理メカニズムなどの要素に影響され、個別の状況に応じて判断しなければならない。これを基礎として、審査指南では「ネットワーク方式で出版された書籍、定期刊行物、学位論文などの出版物」と「ウェブページに発表日が明記されていない又は発表日に疑問がある資料」の2つの状況に対して、その公開日をどのように確定するかについてそれぞれ以下のように説明を行った。1つ目の状況について、その公開日はウェブページに記載されているネットワーク上の発表日である。2つ目の状況について、公開日の確定を補助できる複数の方法又は経路を提示し、例えば、ログファイルに記載されている発表日及び改訂日、検索エンジンによるインデックス作成日などの情報を参考にして公開日を確定することができる。

## (二) 新規性喪失の例外に関する猶予期間の1種類の状況を新たに追加、再び公開された後に猶予期間を獲得できるか否かの明確化（第二部分第三章第5節）

専利法第24条に、以下が新たに追加された。専利を出願する発明創造は、出願日の6か月前までに、以下に挙げられる状況の1つに当たる場合、新規性を喪失しない。(一) 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合。これについて、審査指南では適応する改正を行い、また、国家に緊急事態又は非常事態が発生した時に、公共の利益を目的として初めて公開された発明創造が、他者に知られてから再び公開された場合、専利法第24条第(1)号に記載の状況とみなすこと、及び他者により出願人の同意なく発明創造の内容が漏洩され、第三者が当該方式で公開された発明創造を知ってから再び公開された場合、専利法第24条第(4)号に記載の状況とみなすことを明確化した。

### 改正についての解説

インターネット及び情報技術の発展に伴い、他者が発明創造の内容を知った後に再び公開される可能性が大幅に増加し、再度の公開が猶予期間を獲得できるか否かには、様々な観点が存在する。社会公衆と出願人の利益のバランスをとるために、審査指南では、専利法第24条第(1)号又は第(4)号の状況、すなわち「国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」及び「他者が出願人の同意なく発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で公開された発明創造を知ってから再び公開された場合」について、それを対応する初回公開と同一の行為とみなし、専利出願が前述の再度の公開行為により新規性を喪失することはないと規定した。また、この2種類の再度の公開はいずれも初回公開を起源とするため、猶予期間は発明創造の初回公開の日から計算する。

## 四、創造性について

創造性は発明専利出願の専利権付与で満たさなければならない最も重要な条件であり、発明創造の革新の高度さについての要件である。革新主体の創造性の審査に対する懸念にさらに対応し、創造性の審査の品質を向上させるために、今回新たに改正された審査指南では、最も近い従来技術を確定する規則及び発明で実際に解決する技術的課題を確定する規則、公知の常識を示す証拠の種類などの関連規定に対して整備を行った。

### (一) 最も近い従来技術を確定する規則の整備（第二部分第四章第 3.2.1.1 節）

審査指南の改正で「3 ステップ法」での創造性の評価における最も近い従来技術を確定する関連規定をさらに整備し、最も近い従来技術を確定する時に、発明で解決しようとする技術的課題に関連する従来技術を優先的に考慮しなければならないということを明確化した。

#### 改正についての解説

最も近い従来技術とは、従来技術において保護を請求する発明と最も密接に関係する 1 つの技術的解決手段を指し、発明が突出した実質的特徴を有するか否かを判断する基礎である。審査指南第二部分第四章第 3.2.1.1 節の (1) では最も近い従来技術を選択する時に技術分野が同一であるか否か、解決しようとする技術的課題、技術的効果又は用途が最も近いかなど、及び発明の技術的特徴が最も多く開示されているかなど複数の要素を総合的に考慮しなければならないとの指針を示した。しかし、実務では創造性を判断する時にいくらか偏りが存在することも発見され、その偏りとは、最も近い従来技術を選択する時に、本出願の請求項と従来技術の共通の技術的特徴がどれほどであるかを一方的に強調し、発明で解決しようとする技術的課題と従来技術で対象とする又は解決する技術的課題との間の関係を無視することを含む。

今回の改正では改正前の審査指南で最も近い従来技術を確定する時に「まず技術分野が同一であるか又は近い従来技術を考慮する」ことに注意しなければならないと規定していることを基礎として、「ここで、発明で解決しようとする技術的課題に関連する従来技術を優先的に考慮しなければならない」という記述を追加した。この技術的課題に「関連する」というのは本出願で解決しようとする技術的課題と従来技術の技術的課題に関係が存在することを強調するものであり、例えば、従来技術に明確に記載されている発明の目的又は技術的課題と本出願で解決しようとする技術的課題が同一であるかもしくは類似しているか、又は、明確には記載されていないが、当業者が当該技術的課題の存在を認識することができることを意味する。一般的に、発明の目的は技術的解決手段によって発明で解決しようとする技術的課題を解決しかつ技術的効果を実現することであり、従来技術と発明が解決しようとする技術的課題の間には技術面での関係が存在し、当該従来技術は最も近い従来技術となる可能性がより高く、発明の目的を果たす最も理想的な起点となる。当該改正は創造性の審査において発明創造の起点及び過程の復元に注意するよう先導し、「後知恵」を可能な限り回避することを目的とする。

### (二) 発明で実際に解決する技術的課題を確定する規則の整備（第二部分第四章第 3.2.1.1 節）

相違点に基づいて発明で実際に解決する技術的課題を確定することは「3ステップ法」の適用において上を受けて下に伝達する作用を果たし、第3ステップにおける技術的示唆の探求のために方向性を確定している。2019年に発表された同局の第328号公告では審査指南の「3ステップ法」における発明で実際に解決する技術的課題を確定する規則について整備を行い、相違点が「保護を請求する発明において」果たす技術的効果に基づいて発明で実際に解決する技術的課題を確定しなければならないということを明確化し、また、技術的解決手段全体で考慮するという原則を強調し、機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係が存在する技術的特徴について、前述の技術的特徴とそれらの間の関係により保護を請求する発明に生じる技術的効果を全体的に考慮しなければならないとした。発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析しかつ確定することの「3ステップ法」の判断の過程全体における重要性を考慮し、今回の改正では技術的課題を改めて確定する時の特殊な状況及び注意しなければならない問題などについてさらに説明を行った。

#### 1. 技術的課題を改めて確定する時の特殊な状況の追加

審査指南に「発明で実際に解決する技術的課題」を改めて確定する際の特殊な状況を追加した、すなわち発明の全ての技術的効果が最も近い従来技術にいずれも相当するのであれば、改めて確定する技術的課題は、最も近い従来技術とは異なる選択可能な技術的解決手段を提供するものである。

#### 改正についての解説

審査指南第二部分第四章第3.2.1.1節の(2)の規定によると、発明で実際に解決する技術的課題とは、「より良好な技術的効果を得るために最も近い従来技術に対して改善を行う必要のある技術的目標」をいう。審査官が認定した最も近い従来技術が、出願人が明細書において記述している従来技術とは異なる可能性もあるため、最も近い従来技術に基づいて改めて確定した、発明で実際に解決する技術的課題は、明細書に記述している技術的課題とは異なる可能性がある。こうした場合、審査官が認定した最も近い従来技術に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定しなければならない。審査指南では、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定する原則を提示しており、すなわち「当業者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、発明の如何なる技術的効果でも、改めて確定する技術的課題の基礎とすることができる」としている。当該原則を如何に把握するかが審査における難点である。

審査の実務において、何らかの発明と最も近い従来技術とを比較して、技術的効果が相当し、「より良好な技術的効果」が示されていないのであれば、技術的思想が異なる選択可能な技術的解決手段を提供するものである。改正前の審査指南の技術的課題を改めて確定することに関する規定はこれらの状況をカバーしていない。改正後の審査指南では、「最も近い従来技術とは異なる選択可能な技術的解決手段を提供する」ことを、改めて確定する発明で実際に解決する技術的課題の特殊な状況の1つとし、それにより革新の規律及び特性をより全面的に反映している。注意すべきこととして、発明で実際に解決する技術的課題が「最も近い従来技術とは異なる選択可能な技術的解決手段を提供する」ことであると確定されることは、当該技術的解決手段が

必然的に創造性を有するか又は有さないということの意味するわけではなく、依然として当該技術的課題から保護を請求する発明が当業者にとって自明であるか否かを判断する必要がある。

## 2. 技術的課題を改めて確定する時に注意しなければならない問題の追加

審査指南では、改めて確定する技術的課題は、相違点が発明において生じさせる技術的効果に対応しなければならない、相違点そのものとして確定してはならず、相違点に対する指針又は暗示を含んでもならないということをさらに強調した。

### 改正についての解説

創造性の判断の「3ステップ法」の第3ステップでは、最も近い従来技術及び発明で実際に解決する技術的課題から、保護を請求する発明が当業者にとって自明であるか否かを判断しなければならない。発明で実際に解決する技術的課題の確定が広範すぎるか又は具体的すぎるのであれば、特に、確定された発明で実際に解決する技術的課題に、相違点に対する指針が含まれるか、又は相違点を直接的に発明で実際に解決する技術的課題とするのであれば、発明が自明であるという結論が容易に得られ、創造性の判断が「後知恵」の誤解に陥る。

審査指南では、発明で実際に解決する技術的課題を確定する時に、技術的特徴と技術的効果との間の関係に客観的な分析を行わなければならない、一方では、相違点が発明において果たす技術的効果に基づいて確定を行い、改めて確定する技術的課題と当該技術的効果を対応させなければならない、他方では、確定する発明で実際に解決する技術的課題は当該技術的課題を解決するために提示される技術的手段を有することはできず、相違点そのものとして確定してはならず、相違点に対する指針又は暗示を含んでもならないということを強調した。

この原則をさらに説明するために、審査指南では家庭用電気機械器具の一例も適応するように追加した。当該例において、保護を請求する発明は家庭用電気機械器具であり、ユーザーアカウントの権利付与のための生体認証ユニットを含み、当該認証ユニットは指紋と手紋、虹彩、眼底、顔面の特徴のうち1つの認証方式との組み合わせに基づく。明細書には、少なくとも2つの認証によりユーザーアカウントをより安全に使用することができると記載されている。最も近い従来技術に家庭用電気機械器具が開示されており、これは指紋情報のみに基づいて身元認証を行うものである。両者の違いは、本発明が少なくとも2つの生体特徴により身元認証を行うことである。当該相違点が保護を請求する発明において果たす技術的効果に基づく、発明で実際に解決する技術的課題は「手紋などの少なくとも1つの生体認証方式を如何に追加するか」又は「如何に認証方式を追加することにより家庭用電気機械器具の安全性を実現するか」ということではなく、「家庭用電気機械器具のユーザーアカウントの安全性を如何に高めるか」ということであり、そうでなければ、「技術的示唆」を技術的課題に直接組み込むことを意味し、創造性の客観的な評価に影響を及ぼす。

### (三) 公知の常識を示す証拠の類型の統一（第二部分第四章第3.2.1.1節）



審査指南では第二部分の実体審査と第四部分の復審・無効請求の審査の公知の常識を示す証拠の類型に関する列举を統一し、審査指南第二部分第四章第3.2.1.1節において、技術用語辞典、技術マニュアルも参考書として列举した。

#### 改正についての解説

公知の常識を示す証拠の類型について、改正前の審査指南第二部分の実体審査及び第四部分の復審・無効請求の審査では公知の常識を示す証拠の類型に対して、いずれも列举の方式で説明を行っている。今回の改正では、審査指南第四部分の規定を参考にして、審査指南第二部分の参考書の列举に「技術用語辞典、技術マニュアル」を追加し、公知の常識に対して挙証を行う際に、技術用語辞典、技術マニュアルからも関連情報を探ることができることをさらに明確化した。

注意すべきこととして、公知の常識を示す証拠と創造性の審査において「技術的示唆」とすることができる公知の常識とを区別しなければならない。保護を請求する発明が当業者にとって自明であるか否かを判断する時は、技術的示唆と技術的課題は分けることができず、何らかの技術的手段が本技術分野の公知の常識に該当して技術的示唆を構成していると考えられるのであれば、「何のために当該技術的手段が当該具体的な技術的課題を解決することが当該技術分野において公知であるのか」ということを説明できなければならない。

#### 五、まとめ

今回の審査指南の発明実体審査の部分の一般的な規定の改正により、発明専利実体審査における権利付与客体、新規性、創造性及び請求項が明細書にサポートされているか否かなどの審査基準について明確化して整備し、一方では、新たな専利法及びその実施細則に対応して適応する改正を行い、他方では、審査業務における有益な経験をまとめ、かつ新分野新業態の技術発展の必要性を十分に考慮し、革新主体及び社会公衆の要求に積極的に応え、国家の要件及びユーザーの満足度を満たす指針を体现し、審査基準の執行の一致を促進するために有利とし、専利制度による発明創造の奨励、技術革新の促進の作用を発揮した。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art\\_2199\\_189878.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189878.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。